

平成
27年度

特定健康診査・特定保健指導の実施結果

40歳からはきちんと受けよう

「特定健康診査(以下、特定健診)・特定保健指導」は、40歳以上75歳未満の組合員と被扶養者を対象に生活習慣病等の予防を目的として実施しており、平成20年度の開始から5年が経過し第1期を終え、平成25年度から第2期がスタートしております。

このたび、平成27年度の実施状況を国へ報告しましたので、次のとおり結果をお知らせします。



平成27年度 特定健診・特定保健指導の実施結果

集計事項	組合員	被扶養者	合計
特定健診に関する事項			
特定健診対象者数 (人)	8,150	1,949	10,099
特定健診受診者数 (人)	7,221	794	8,015
特定健診受診率 (%)	88.6	40.7	79.4
メタボリックシンドロームに関する事項			
メタボリックシンドローム該当者数 (人)	1,138	59	1,197
メタボリックシンドローム該当者割合 (%)	15.7	7.4	14.9
メタボリックシンドローム予備群者数 (人)	803	51	854
メタボリックシンドローム予備群者割合 (%)	11.1	6.4	10.7
特定保健指導に関する事項			
特定保健指導対象者数 (人)	1,489	87	1,576
特定保健指導終了者数 (人)	154	10	164
特定保健指導終了者の割合 (%)	10.3	11.5	10.4

特定健診の受診率は、被扶養者の場合、自動的に受診しなければならないこともあり、**低い受診率となっています。**

日本人の死因の約6割を占める生活習慣病から身を守るためには、特定健診を受け、健康状態を定期的にチェックすることが大切です。

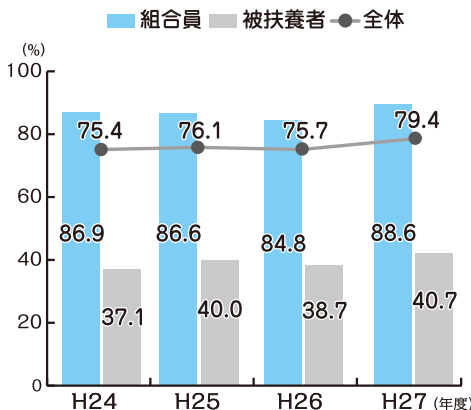
みなさんのご家族で、特定健診を受けていない方がおられましたら、受診期限である平成29年3月31日までの受診をお勧めください。

特定保健指導の終了者率については、依然として低い状態が続いています。

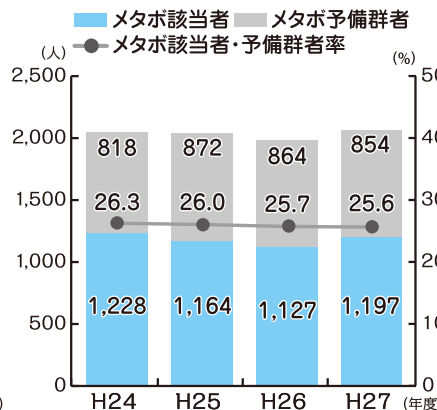
特定保健指導は、生活習慣病を発症するリスクが高いと判定された方に対して行われる食事や運動を中心とした生活習慣改善のためのサポートです。厚生労働省が効果を検証したところ、約3割がメタボ非該当となり、大きな効果をもたらすことがわかりました。最後まで指導を受け、病気を未然に防ぎましょう！

平成24年度からの特定健診受診率とメタボリックシンドローム該当者数等と特定保健指導終了者の推移

特定健診受診率



メタボリックシンドローム該当者数および該当率



特定保健指導終了者の割合

